

4. 結果管理に関する国際基準(ISRM)について —ISRM がクリーンスポーツに もたらす意義とは?—

杉山翔一*1,2

●はじめに

2021年1月1日から新たに「結果管理に関する国際基準」(International Standard for Result Management: ISRM)が新設されました。ISRMの新設は、「結果管理」(Results Management)に関係する規則や実務の変更をもたらしています。そこで、本稿ではISRMの概要とクリーンスポーツを実現する上でのISRMの意義に触れます。

●ISRMの概要

1 制定の経緯

2020年12月31日まで、世界アンチ・ドーピング規程の中には、「結果管理」という用語や定義はなく、WADAが公表していた「Results Management, Hearings and Decisions Guidelines」というガイドラインの中で、「Results Management」という言葉があるだけでした¹⁾。

2017年12月に始まった2021年Code改定の1stコンサルテーションプロセスにおいて、結果管理に関する明確さがなく、その内容がアンチ・ドーピング機関任せになっていることの問題を指摘する意見が提出されました²⁾。そこで、2018年11月に新たにISRMが策定されることが決まり、2018年12月10日から2019年3月4日までの1回目の意見聴取、2019年5月27日から7月8日までの2回目の意見聴取を経て、2019年11月7日のポーランド・KatowiceのWADA Executive

Committeeで、現行のISRMが採択、承認されました。

2 「結果管理」とは?

ここでいう「結果管理」とは、何を指す言葉でしょうか。ISRMでは、「結果管理」について、次の定義が置かれています(WAD Code 附属文書1 定義, ISRM3.1 項)。

「結果管理に関する国際基準」の第5条に従った通知又は特定の事案(例えば、非定型報告、アスリート・バイオロジカル・パスポート、居場所情報関連義務違反)において「結果管理に関する国際基準」の第5条に明示的に規定される当該通知前手順から、責任追及過程を通じて第一審又は(不服申立てがあった場合には)不服申立て段階における聴聞手続の終了を含む案件の終局的な解決までの時間枠を包含する過程をいう。

つまり、結果管理とは、ISRM第5条に従った通知を発する前の段階から、案件が終局的に解決されるまでの過程のことをいいます。

ここでいう「通知」には、違反の疑いのある分析報告(ISRM5.1.2.1 項)、居場所情報関連義務違反の通知(ISRM 附属文書B.3.2 項)又はアスリート・バイオロジカル・パスポートに基づく違反が疑われる報告(ISRM 附属文書C.5.2 項)などいくつかの種類があります。

また、ここでいう「案件の解決」とは、原則として、第一審段階における聴聞パネルによる聴聞手続の終了のことをいいます。但し、聴聞パネル

*1 Field-R 法律事務所弁護士

*2 公益財団法人日本スポーツ仲裁機構仲裁調停専門員

の決定に対し、アスリートやアンチ・ドーピング機関が不服申立てをした場合は、不服申立て段階の仲裁パネルの仲裁判断の通知までを指すこととなります。

3 「結果管理に関する国際基準」(ISRM)とは？

ISRMとは、上述の「結果管理」に関する、最低限の義務的な要件を規定した国際基準であり、結果管理に関するアンチ・ドーピング機関の中核的な責務を定めることを目的とした文書です。

ISRMは、本則と付属文書(Annex)から構成されています。

本則は、全部で、四部構成になっています。

第1部 序論, 定義等

第2部 一般原則

第3部 結果管理—裁定前

第4部 結果管理—裁定

付属文書は、AからCまでの3つがあります。

A 不遵守の可能性の審査

B 居場所情報関連義務違反のための結果管理

C アスリート・バイオロジカル・パスポートのための結果管理要件及び手続

また、WADAは、ISRMの規定の解釈や運用について説明する、Guidelines for the 2021 International Standard for Results Management (結果管理に関する国際基準のガイドライン)を公表しており、ISRMの規定を解釈する上で実務上参照されています。

4 ISRMの主な内容

ISRMの内容について、以下では、①手続の迅速化、②パネルの専門性、③パネルの独立性、④アスリートの手続的権利の保障という4つの観点を取り上げます。

①手続の迅速化

2015年版Codeにおいては、第一審の聴聞パネルがいつまでに決定を下すべきかということは定められていませんでした。

この点に関しISRMでは、第5条に従った通知から6ヶ月以内に結果管理を終了すべきという適時性の一般原則が定められました(ISRM4.2項)。また、パネルが行う決定は、アスリートの弁明を記載した書面提出から2か月以内に下されるべきことが定められました(ISRM8.8.c解説)。

これらの期間の目安は、義務的なものではありませんが、今後目安を意識して手続が迅速化する

ことが期待されます。

②パネルの専門性

聴聞手続や不服申立手続のパネリストに求められる知見は、法的な知見だけでなく、スポーツの知見、医科学的な知見も含まれることが明確にされました(ISRM8.2項, ISRM10.2.a)。そのため、今後、法学者・弁護士だけでなく、競技の専門家、医師等がパネリストとして従事することが期待されています。

また、パネリストのアンチ・ドーピングに関する専門性を維持・向上するために、定期的な教育をしていくことが今後は強く求められることとなります。

③パネルの独立性

聴聞手続や不服申立手続のパネリストには、アンチ・ドーピング機関その他第三者から干渉を受けることなく判断を行うため、高度の独立性が求められることになりました(ISRM8.8.a, 10.2.a)。

そのため、結果管理について責任を負うアンチ・ドーピング機関(日本でいえばJADA)及びその加盟団体の理事やスタッフ、委員会委員などは、パネリストになることはできなくなりました(ISRM8.8.a)。JADAの役職員に加えて、JADAに加盟する中央競技団体の役職員や委員会委員もパネリストになることができないのは大きな変更点となります。

また、不服申立手続のパネル(日本でいえば日本スポーツ仲裁機構(JSAA)の仲裁パネル)には、アンチ・ドーピング機関によりその運営が関与されてはならないという追加的な要件も求められることになりました(ISRM10.2.a)。これらの独立性の要請を受け、JSAAは、2021年よりパネリストを30名に絞った「ドーピング紛争仲裁人候補者リスト」を新たに策定し、独立性の要請に答えています。

④アスリートの手続的権利の保護

ISRMでは、主張されたアンチ・ドーピング違反について、アスリートが、公正かつ適時に通知を受ける権利、代理される権利、証人を呼び審理する権利などの手続的権利が明確に定められました(ISRM8.8.d)。

また、聴聞手続は、アスリートにとって経済的に利用しやすい価格設定でなければならないことが明確にされました(ISRM8.8.b)。そのため、結果管理機関や聴聞パネルが経済的支援の仕組みの

4. 結果管理に関する国際基準 (ISRM) について—ISRM がクリーンスポーツにもたらす意義とは?—

確立を検討することが推奨されています (同号解説)。例えば、汚染された製品を摂取したことにより違反の疑いが生じた場合、アスリートには、試料の分析のための費用や弁護士費用の負担を強いられることになります。今後、日本でも、第一審の聴聞手続の段階から活用できるリーガルエイド (手続費用、検査費用、弁護士費用の援助制度や専門性の高い弁護士を低廉な費用で利用できる制度) が検討されるべきと思います。

●終わりに — クリーンスポーツを実現する上での ISRM の意義

クリーンスポーツを実現する上では、単に、規則に違反した者に処分を課すことだけでは十分ではありません。結果管理の遅れにより通常よりも解決に時間がかかってしまったら、バイアスのかかった判断により、軽すぎる・重すぎる処分が下されるとしたら、こうした事態は、アスリート本人のみならず、他のアスリートがクリーンスポーツ環境を享受する利益を侵害することになります。

このような事態を防ぐためには、アスリートの手続的権利が適切に保障され、独立かつ専門性を有するパネルによって適正かつ相当な処分が行われることが必要です。その意味で、ISRMにより、アンチ・ドーピング機関や聴聞の手続に関する最低限の基準が定められたこと、アスリートの手続的権利が保障されたことは、クリーンスポーツにとって大きな意義があります。

ISRM の導入から1年しか経過しておらず、今後、その内容や運用面についての課題も出てくるとは思いますが、クリーンスポーツの実現のために、結果管理に携わる関係者一人ひとりが、アスリートの手続的権利や適正な結果管理のプロセスを保障する継続的な努力をしていくことが重要だと思います。

文 献

- 1) WADA. Results Management, Hearings and Decisions Guidelines. 2014.10.
- 2) WADA. 2021 Code Review - First Consultation: Questions to Discuss and Consider. 2018.06.